

～国民健康保険税について～

■国民健康保険とは

日本ではいざというときに安心して医療機関にかかれるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することが義務付けられています。(国民皆保険制度)

国民健康保険とは、国保に加入する皆様全員でお金を出し合い、医療機関にかかったときの医療費の負担を軽減しようという助け合いの制度です。

■納税義務者は世帯主です

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となります。世帯主が社会保険などに加入していても世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります(擬制世帯主と呼びます)。この場合、擬制世帯主の所得は国民健康保険税の算定には含まれません。ただし軽減判定の算定には含まれます。

■国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税は次の計算方法により算出します。なお、介護保険分は国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満が対象となります。また、後期高齢者支援金分は後期高齢者医療制度への現役世代負担分として平成20年度に創設されました。

◆令和3年度の税率

	内 容	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	前年中の所得に応じて計算	4.60%	3.90%	2.40%
均等割	国保加入者数に応じて計算	15,900円	13,300円	11,000円
平等割	一世帯あたり定額で計算	12,000円	10,000円	6,100円
限度額	課税限度額(上限額)	630,000円	190,000円	170,000円

令和元年度から資産割を除いた、所得割・均等割・平等割の3方式に変わりました。

◆年間保険税額の計算方法

国民健康保険税は、毎年4月から翌年3月までの12ヶ月を1年度として税額を計算します。

$$\text{年間国民健康保険税額} = \text{㉑医療分} + \text{㉒後期高齢者支援金分} + \text{㉓介護保険分}$$

㉑医療分 課税額 = ① + ② + ③ (100円未満切捨て、限度額63万円)

① 所得割額 = 【国保加入者の所得金額 - 43万円(有所得者毎)】 × 4.60%

② 均等割額 = 国保加入者数 × 15,900円

③ 平等割額 = 1世帯 12,000円

㉒後期高齢者支援金分 課税額 = ① + ② + ③ (100円未満切捨て、限度額19万円)

① 所得割額 = 【国保加入者の所得金額 - 43万円(有所得者毎)】 × 3.90%

② 均等割額 = 国保加入者数 × 13,300円

③ 平等割額 = 1世帯 10,000円

㉓介護保険分 課税額 = ① + ② + ③ (100円未満切捨て、限度額17万円)

① 所得割額 = 【40歳以上65歳未満の国保加入者の所得金額 - 43万円(有所得者毎)】 × 2.40%

② 均等割額 = 40歳以上65歳未満の国保加入者数 × 11,000円

③ 平等割額 = 40歳以上65歳未満の国保加入者がいる世帯 6,100円

年度の途中で前年の所得金額が変更になったり、加入・脱退などがあつたときは再度計算し直します。加入・脱退については、月割りで計算します。

◇加入したとき・・・国保加入月から3月までの期間にて計算します。

◇脱退したとき・・・国保喪失日の属する月の前の月までの期間にて計算します。

社会保険等に参加し国保の資格を喪失した場合、国保税は月割計算により税額を決定しますが、場合によっては資格喪失した月や翌月にも課税となることがあります。国保税は、納期の月の税額がその月の税額とはならないことをご了承ください。年税額を10回に分けて納めていただいています。

社会保険等に参加したときは役場にて国保資格喪失の手続きをお忘れなく！

■軽減について

前年中の世帯(国保加入者全員)の総所得金額が一定基準以下の場合には、均等割額と平等割額が減額になります。ただし、所得不明の方がいる場合は基準に該当するか判断できないため軽減がかりません。

(※裏面に続く)

軽減割合	基準となる所得金額（今年度から変更箇所）
7割軽減	世帯の所得の合計額が、基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	世帯の所得の合計額が、基礎控除額(43万円)+ 28.5万円 ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	世帯の所得の合計額が、基礎控除額(43万円)+ 52万円 ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

○世帯の所得の合計額とは、被保険者全員の総所得・山林所得・譲渡所得（特別控除前）を合計したものです。世帯主が国保非加入であっても軽減判定用の所得に含みます。通知書等にある課税所得額ではありません。

○専従者控除を受けている方は、専従者控除（給与）額をご本人の軽減判定額に含んで計算します。

○65歳以上の公的年金受給者の方は年金所得から15万円を控除した所得金額で軽減判定を行います。

○給与所得者等とは、一定の給与所得者、公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の支給を受ける方を言います。

○加入者数とは、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含みます。

◆国保被保険者であった方が、後期高齢者医療制度に移行（75歳になる方。または65歳以上の方で一定程度の障害がある方は任意で選択できます。詳しくは住民課にて）した世帯の中に、引き続き国保加入者がいる場合、世帯構成や収入が変わらなければ最高5年間、今までと同じ軽減を受けることができます。

また、国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者が1人だけとなる世帯を**特定世帯**（この世帯に所属するもの=**特定同一世帯所属者**）といい、国民健康保険税の医療分と後期高齢者支援金分の平等割額が5年間半額になります。さらに引き続き3年間を**特定継続世帯**といい、医療分と後期高齢者支援金分の平等割額が3/4となります。

◆これまで被用者保険（会社の健康保険など）の被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被用者保険の被扶養者から新たに国保被保険者になった65歳以上の方（**旧被扶養者**といいます）は、役場に申請すれば所得割が免除となり、均等割が半額となります。さらに、旧被扶養者のみで構成される世帯については平等割も半額となります。

※但し、7割軽減、5割軽減の対象となる世帯を除きます。

◆解雇・倒産・リストラ等で職を失った方に対する軽減制度があります。失業時からその翌年度末までの間、該当者の前年所得の給与所得を30/100として国保税を算定します。対象は雇用保険受給資格者証の離職理由が、特定受給資格者又は特定理由離職者の場合に限りです。該当する方は申請をしてください。

■納付方法

納付方法は、**普通徴収**（納付書または口座振替）と**特別徴収**（年金からの天引き）の2種類があります。

◆普通徴収について

普通徴収の方の納期は、6月（1期）から翌年3月（10期）までの10回です。

令和3年度の納期限（普通徴収の方）

期別	納期限	期別	納期限	期別	納期限
第1期	6月30日	第5期	10月25日	第9期	2月25日
第2期	7月26日	第6期	11月25日	第10期	3月22日
第3期	8月25日	第7期	12月27日	※年度の途中で国保に加入された場合は、納付回数が異なる場合があります。	
第4期	9月27日	第8期	1月25日		

口座振替にされている方は、納期限日が口座振替日となりますので、前日までに口座残高をご確認ください。残高不足により振替ができなかったときは、翌月の10日頃に再振替をいたします。なお、再振替ができなかったときは督促状が發送されますので、現金にて納付してください。

◆特別徴収について

特別徴収の対象となる方（下記①から④の全てに該当する方）

- ① 国民健康保険に加入している世帯主・世帯員が全て65歳以上75歳未満である方
- ② 年金（老齢基礎年金）給付額が年額18万円以上ある方
- ③ 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者である方
- ④ 国民健康保険税と介護保険料を合算した額が、年金給付額（老齢基礎年金給付の年額を6で除して得た額）の2分の1より少ない方

○年齢が65歳に到達した方や転入された方で特別徴収に該当する方は、手続きの都合上しばらくの期間（6ヶ月程度）は普通徴収になります。特別徴収となる方には、事前に「特別徴収開始通知書」を送付いたします。

○特別徴収の対象となる方で国保税を滞納なく納付していた方は、お申し出いただくと口座振替に変更することができます（納付書払いは選択できません）。

○年度の途中で異動等がある場合は、普通徴収に変更となることがあります。

■その他

延滞金や滞納処分については、納税通知書の裏面をご覧ください。